

水利施設管理強化事業特別型（渇水・高温対策）補助金 ～Q&A～

1 補助対象となる期間は？

7月22日以降に実施した対策であれば支援対象です。

2 補助対象の経費とは？

1) 渇水時の用水管理に要した費用

- ・番水対応の人件費
- ・応急ポンプ等の調達、設置、運転経費

2) 高温障害防止にかかる用水管理

- ・深水管理、昼間湛水・夜間湛水、飽水管理、かけ流し等対応の人件費
- ・用水管理等電気料金
- ・その他（消耗品等）

3 規模要件はあるか？

取組の規模等について、要件はありません。

4 水利施設等へのポンプアップだけでなく、個人の田畑への直接のポンプアップも対象となるか？

個人への支援は対象外であるが、渇水・高温対策計画を策定し、その取り組みが施設管理者への支援となるのであれば対象となる。

5 今回の渇水で設置したポンプや井戸が常設となる場合でも支援対象になるか。

支援対象になる。設置した補助水源の撤去は求めない。

6 対策にかかった経費を証明する書類はどのようなものが必要になるか？

領収書があればよい。また、請求書の宛名が、団体等でなく、個人名のものであっても申請団体等で費用を支出していることが確認できればよい。

7 渇水対策を行う人の熱中症等の対策として、お茶等を購入したが、補助の対象となるか？

飲食費等は補助対象となりません。